

選 択 約 款

家庭用コージェネレーション契約
「マイホーム発電プラン」

平成29年4月1日 実施

太田都市ガス株式会社

目 次

1. 目 的.....	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件.....	1
5. 契約の締結.....	2
6. 使用量の算定.....	2
7. 料 金.....	2
8. 単位料金の調整.....	3
9. 設置確認.....	4
10. その他.....	4
付 則	
1. 実施の期日.....	5
(別表)	
1. ガス料金の算定方法.....	6
2. 料金表.....	7

1. 目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ当社の供給施設の効率的利用及び効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客様とのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客様は、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解除することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし(4)に定める場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は廃止に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」… ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。

- (2) 「専用住宅」… 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」… 店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 消費税率とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (6) 「単位料金」… 8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (7) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

4. 適用条件

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力（一般ガス供給約款及び他の選択約款（小型空調契約および空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は一般ガス供給約款22（4）ただし書きの規定によりガス料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が16立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が0.7kW以上5kW未満であること。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下同じ。）の末日までといたします。ただし、契約成立日がガスの使用開始日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その日が属する年度の末日までといたします。
 - ② 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその日が属する年度の末日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。なおこの場合、当社は、実質的な変更を伴わない事項のお知らせに関しては、書面通知等は省略いたします。
- (4) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款に定める料金へ変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。（（5）において同じ）。
- (5) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款又は当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客様へお知らせいたします。なお、当社（導管部門）は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読み（検針値）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いただきます。
- (2) 当社は、6の規定によりお知らせした使用量に基づき、（別表）2の料金表を適用して、ガス料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により（別表）の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調

整単位料金を適用してガス料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、(別表) 1. (2) のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格 (トン当たり)

70,300円

②平均原料価格 (トン当たり)

(別表) 1. (2) に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 及びトン当たりLPG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$\begin{aligned} = & \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.7720 \\ & + \text{トン当たりLPG (プロパン・ブタン) 平均価格} \times 0.0355 \\ & + \text{トン当たりLPG (プロパンのみ) 平均価格} \times 0.0085 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、本社及び営業所に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置確認

- (1) 当社は、家庭用ガスコージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降、一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用ガスコージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、この場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. ガス料金の算定方法

- (1) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間のガス

料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) ガス料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。
(小数点以下の端数切捨て)

① ガス料金に含まれる消費税等相当額 = ガス料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表

(1) 料金表

① 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用します。

料金表B 使用量が15立方メートルを超え、38立方メートルまでの場合に適用します。

料金表C 使用量が38立方メートルを超える場合に適用します。

② 料金表A

A 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	809.49円 (消費税等相当額を含みます)
------------------	---------------------------

A 基準単位料金

1立方メートルにつき	202.78円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③ 料金表B

B 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,349.49円 (消費税等相当額を含みます)
------------------	-----------------------------

B 基準単位料金

1立方メートルにつき	166.76円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

④ 料金表C

C 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,261.60円 (消費税等相当額を含みます)
------------------	-----------------------------

C 基準単位料金

1立方メートルにつき	116.45円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

(2)調整単位料金

A, B, Cの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。